

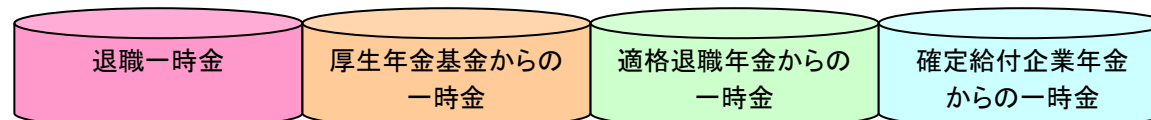
「退職所得の受給に関する申告書」の記入について

老齢一時金の請求時の添付書類として、「退職所得の受給に関する申告書」と過去に受取った『退職手当等』に関する「源泉徴収票」が必要となります。

本年および前年以前19年内の支払い分が必要！

※退職手当等の源泉徴収票を紛失した場合は、
以前のお勤め先にお問合せください

対象となる『退職手当等』の一例



◇記入項目について

過去に支払いを受けた『退職手当等』の状況について記入項目が違います。

※所得税計算の対象期間は、1月1日から12月31日までの1年間です

